	四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
混合処理土 （建設工事用）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
水酸化アルミニウム （液状化するおそれのないもの）	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　船積み前に、船長は荷送人から、船積み前の貨物について、その水分値が運送許容水分値より十分低い値に管理され、液状化するおそれがないものであることを示す書面の提出を受けること。 三　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、船長が荷送人から、貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがないことを示す書面の提出を受けている場合には、この限りでない。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
水底土砂（建設工事用）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載の方法は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところによること。
石炭灰 （液状化するおそれのないもの）	一　船積み前に、船長は荷送人から、船積み前の貨物について、その水分値が運送許容水分値より十分低い値に管理され、液状化するおそれがないものであることを示す書面の提出を受けること。 二　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、船長が荷送人から、貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがないことを示す書面の提出を受けている場合には、この限りでない。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
石膏（造粒品）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
ソーダライムガラス （破砕したもの）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　陸揚げ前及び清掃前に、貨物の危険性を作業従事者に周知すること。
	三　作業従事者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
土砂（建設工事用）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載の方法は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところによること。
マンガン系合金鉄スラグ	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
無水珪酸ナトリウム （カレット）	一　雨中において荷役作業をしないこと。 二　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
硫酸第一鉄・七水和物	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
硫酸法酸化チタン粒状中和滓	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
粒状四三酸化鉄	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。

○国土交通省告示第千五百三十号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫